

住宅を取得した方を

成選します

県外から移住の場合

最大210万円

町外から移住の場合





対象となる方

- 1. 居住者全員が移住者であること
 - ※転入日の前3年間において浅川町の住民基本台帳に登録されていないこと
- 2. 移住者が住宅取得の契約者であり、当該住宅の持分が 1/2 以上であること
- 3. 事業完了年度の翌年度から5年以上継続して、補助対象住宅に定住すること
- 4. 定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に、契約日以前の期間が1年以上記録されていること ※契約日前に移住準備等のため浅川町に定住した場合は、転入の届出日から契約日までの期間が1年未満であ り、かつ、定住する前の住所がある市区町村の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年間以上記録さ れていること
- 5. 世帯全員に町税等の滞納がないこと
- 6. 旧住所地の市区町村税についても滞納がないこと
- 7. 世帯全員が暴力団員等でないこと

補助対象住宅要件

- 1. 契約締結日が令和3年4月1日以降であること (契約締結日:新築の場合は当該住宅の工事の契約締結日、住宅購入の場合は当該住宅の購入締結日)
- 2. 建築基準法等の関係法令に適合していること
- 3. 居住する住宅の延べ面積が「住生活基本計画(全国計画)」において定める一般型誘導居住面積水準(集合住宅の場合は都市居住型誘導居住面積水準以上)以上であること
 - ※面積は、事業完了後に提出いただく実績報告書提出時点の年齢により算出してください
- 4. 昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得する場合は、事業完了日までに耐震 診断を完了すること
- 5. 併用住宅の場合は、住宅部分の床面積の合計が全体の 1/2 以上であること

補助額

補助金の額は、住宅取得に係る経費の 1/2 を乗じた額と、次の表の基本額と加算額の合計のいずれか低い額となります。

		県外からの移住		町外からの移住	
		新築住宅又は 建売住宅 140 万円 ※1	中古住宅 100 万円~ 120 万円 ※2	新築住宅又は 建売住宅 50万円	中古住宅 30 万円
加算額	1. 若者世帯 (夫婦のいずれかが 40 歳未満※5)	20万円~50万円 ※3		10 万円	
	2. 子育て世帯 (18歳未満の子ども1人につき10万円※5) ※3 人まで			10 万円~30 万円	
	3. 町内建設業者で建築又は 増改築工事	20 万円 ※4		10 万円	
最大補助額		210 万円	190 万円	100 万円	80 万円

- ※1:来て「ふくしま」住宅取得支援事業(県補助)による基本額 70 万円を含む
- ※2:来で「ふくしま」住宅取得支援事業(県補助)による基本額50万円又は70万円を含む
- ※3:来で「ふくしま」住宅取得支援事業(県補助)による加算額 10 万円を含む
- ※4:来で「ふくしま」住宅取得支援事業(県補助)による加算額 10 万円を含む
- ※5:契約締結日時点の年齢

申請方法

申請を希望する方は、申請の2週間前までにご相談ください。

申請につきましては、補助対象住宅の契約日から1年以内に企画商工課へ申請してください。(土日祝日除く)申請書等の様式は企画商工課で配布するほか、一部はホームページにも掲載しています。